

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

※ 確定申告の時期です。

会社関係者、知人等、ご相談は無料で受け付けておりますので、ささいなことでもご相談ください。

## 12月24日閣議決定の税制改正大綱について

翌年度以降の税制改正の方針をまとめた税制改正大綱が12月24日に閣議決定しました。

令和4年度税制改正大綱のうち、主要項目をまとめましたので、ご一読ください。

### ・所得拡大税制の見直し

給与支給額等の増加率に応じて控除率が段階的に引き上げられる仕組みとなります。

中小企業者向け所得拡大税制の改正点は、以下の通りです。

	令和4年3月31日以前開始事業年度	令和4年4月1日以降開始事業年度
適用要件	国内雇用者に対して給与等を支給すること 雇用者給与等支給額が前年度から1.5%以上増加	変更なし
税額控除	控除対象雇用者給与等支給増加額×15% (原則の税額控除率)	変更なし
上乗せ措置①	雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加。 教育訓練費の前年度比10%以上増加。 中小企業等経営強化税制による経営力向上の証明がされたこと。 →上記どちらかの要件を満たした場合、 控除対象雇用者給与等支給増加額×10% (上記上乗せ措置と合わせて税額控除率25%に)	変更なし 控除対象雇用者給与等支給増加額×15% (上記上乗せ措置と合わせて税額控除率30%に)
	なし	教育訓練費の前年度比10%以上増加 →控除対象雇用者給与等支給増加額×10% (上記上乗せ措置と合わせて税額控除率40%に)

**・少額資産の損金算入制度についての貸付用資産からの除外**

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度、一括償却資産の損金算入制度、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外することとなりました。

**・住宅借入金等の所得税の特別控除の見直し**

従前ローン残高の1%としている控除率を、令和4年～令和7年までの間に居住の用に供した場合は、以下のように改正されます。

	令和3年に居住	令和4年～5年に居住	令和6年～7年に居住
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円 1% 13年	5,000万円 0.7% 13年	4,500万円 0.7% 13年
ZEH水準省エネ住宅	なし	4,500万円 0.7% 13年	3,500万円 0.7% 13年
省エネ基準適合住宅	なし	4,000万円 0.7% 13年	3,000万円 0.7% 13年
上記以外の居住用家屋の新築、新築住宅の取得	3,000万円 1% 13年	3,000万円 0.7% 13年	2,000万円 0.7% 10年
対象者の所得制限	3,000万円以下	2,000万円以下	2,000万円以下

**・配当所得が総合課税とされる大口株主の範囲の拡大**

従前大口株主は、分離課税が適用されず総合課税でしたが、令和5年10月以降に支払いを受ける上場株式等の配当等から、大口株主の要件が拡大されます。

期間	～令和5年9月	令和5年10月～
大口株主	株式等保有割合3%以上の株主	自身と、支配下にある同族会社の保有割合が3%以上である株主

**・子会社等からの配当金に係る源泉所得税の廃止**

一定の内国法人が令和5年10月1日以後に支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととなります。

- ① 完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当支払基準日において、内国法人が発行済株式の1/3超所有する他の内国法人の株式等に係る配当等

**・財産債務調書制度の見直し**

財産債務調書の提出義務者が、従前の者に加えて、総資産10億円以上を有する居住者が追加され、提出期限が翌年6月30日となります。

	令和5年12月31日以前に提出する財産債務調書	令和6年1月1日以後に提出する財産債務調書
提出義務者	・所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上、又は有価証券1億円以上を有する者	・所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上、又は有価証券1億円以上を有する者 ・所得に関係なく、総資産10億円以上を有する者
提出期限	翌年の3月15日	翌年の6月30日

・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

親や祖父母から住宅を取得するための資金を贈与された際にかかる贈与税を非課税とする措置を2年間延長し、以下のように改定が行われました。

		～令和3年12月31日	令和4年1月1日～
非課税限度額	省エネ等住宅	1,500万円(消費税率10%) 1,000万円(消費税率10%以外)	1,000万円
	上記以外	1,000万円(消費税率10%) 500万円(消費税率10%以外)	500万円
受贈者の年齢		20歳以上	18歳以上

・国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ①基礎課税額に係る課税限度額を65万円(現行:63万円)に引き上げる。
- ②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円(現行:19万円)に引き上げる。

## 令和3年度第補正予算が12月20日に成立 中小企業向け給付金「事業復活支援金」の公募が確定へ

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に  
対する事業復活支援金などを盛り込んだ令和3年度第補正予算が12月20日に成立しました。

対象者: 全国・全業種の中堅・中小企業、個人事業主、フリーランスで、令和3年11月～令和4年3月の間に、  
1ヶ月の売上高が前年もしくは前々年同月比30%以上減少した事業者

給付額: 令和3年11月～令和4年3月の売上減少額を基準にした以下の金額

売上 減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50% 以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30～ 50%	30万円	60万円	90万円	150万円

申請開始時期: 所要の準備を経て、申請受付開始予定。

詳しくは、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。